

令和7年9月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、7月9日付け（同月10日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判所職員の異動に伴う引継ぎは業務ではないから、対面での引き継ぎをする場合、休暇を取ってやるべきとされていることが分かる文書（最新版）。

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、6月23日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、存在しなかった。

本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない。

(2) 苦情申出人は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスである「X」の特定のXアカウントの投稿に引用されている内容からすれば、本件開示申出文書が存在すると主張しているが、本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえない。

(3) よって、原判断は相当である。